

第 15 回研究会（G 情報通信業（第 1 回））における主な御意見とその対処方針等（案）

1 研究会における御意見

	御意見	対処方針（案）
01	<p>○ 「電気通信サービス」の区分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「移動」と「固定」の区分について <p>固定電気通信サービスと移動電気通信サービスでは、技術構造や価格動向が異なっていると考えられ、両者を区分すれば、これらの構造が把握できるのではないか。</p> <p>→ 移動電気通信サービスの技術の進展が早く、今後もマーケットの拡大が予測されるので、区分してもよいのではないか。</p> <p>→ 固定電気通信サービスと移動電気通信サービスを統合分類で区分する方向で検討してほしい。</p> ● 「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分可能性を確認するとともに、契約形態やサービスの質の違いについても確認し、名称も含め検討してほしい。 	<p>○ ヒアリングの結果、「移動」と「固定」については区分可能との回答を得られた。また、「音声」と「データ」についても区分可能であり、その両方をクロスして区分することも可能とのことであった。</p> <p>一方で、「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分は、基本的には困難とのことであった。対象が基本的に法人か個人に限定されるようなサービスについて、他と区分するのであれば可能といった回答や、主に法人向けサービスを扱う事業部門の売上と個人向けサービスを扱う事業部門の売上といった形で区分するなら可能といった回答はあったが、一貫して区分可能となる基準はなかった。</p> <p>また、法人・個人のどちらにも限定されていないサービスの存在や、法人が個人向けサービスを使用するという場合があるという問題もあることを踏まえると、結論として、「事業者向け」と「一般消費者向け」を区分することは非常に難しいようである。</p> <p>ただし、例えば、法人向けの IP-VPN サービスなど、ほぼ事業者向けに限定されるような一部のサービスについて区分することはおおむね可能のようである。</p> <p>サービスの質については、データ伝送に関しては、法人向けの IP-VPN サービスのように一般消費者に提供されるサービスとは質的に異なるものがある。その一方で、そうしたサービス以外については、例えば携帯電話サービスのように、法人と個人で質的な違いがあまりない場合が多いようである。</p> <p>以上のヒアリング結果より、「移動」と「固定」、「音声」と「データ」については、区分可能性が高く、クロスして区分することも可能であると考えられる。これに対して、「事業者向け」、「一般消費者向け」は、法人向けの IP-VPN サービスなど一部のサービスを除き、基本的にはサービスに大きな違いは無く、区分可能性も低いと考えられる。</p> <p>以上の検討より、「移動」と「固定」、「音声」と「データ」については、それぞれ統合分類で区分することとする。分類名称については、下</p>

		<p>記 02 の対応に基づき設定した。また、「事業者向け」と「一般消費者向け」については、『事業者向け』及び『一般消費者向け』の生産物の整理方針に従い、基本的には区分しないこととするが、サービスの質が他のサービスと異なり、事業者向けにはほぼ限定される、法人向けの IP-VPN サービスなどの仮想閉域網を設定したネットワークの提供サービスやそれに類する伝統的な専用回線の提供サービスについては、「事業者向けネットワーク・専用サービス」を統合分類・最下層分類として新たに設定することとする。なお、「事業者向けネットワーク・専用サービス」は、原課に確認したところ移動電気通信サービスとしての提供が想定されないとのことであったため、固定電気通信に限定したサービスとして設定している。</p>
02	<p>○ 「電気通信サービス」の名称及び定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分類の名称について 分類名を以下のとおり修正いただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「音声電気通信サービス」 ⇒ 「音声伝送サービス」 ・ 「事業者向け音声電気通信サービス」 ⇒ 「法人向け音声伝送サービス」 ・ 「一般消費者向け音声電気通信サービス」 ⇒ 「一般消費者向け音声伝送サービス」 ・ 「データ電気通信サービス」 ⇒ 「データ伝送サービス」 ・ 「事業者向けデータ電気通信サービス」 ⇒ 「法人向けデータ伝送サービス」 ・ 「一般消費者向けデータ電気通信サービス」 ⇒ 「一般消費者向けデータ伝送サービス」 ● 「データ電気通信サービス」の定義について 定義を以下の通り修正いただきたい。 手数料等を含む利用料を対価として、事業者向けに提供されるインターネットや事業者閉域網などを利用したデータ伝送サービス（他に分類されるものを除く）。ISP 事業者によるインターネット接続サービスを含む。 	<p>○ 分類の名称については、ご意見を踏まえ、「音声電気通信」を「音声伝送」、「データ電気通信」を「データ伝送」に修正することとする。 なお、上記 01 に記載のとおり、各「伝送サービス」について、最下層分類を事業者向けと一般消費者向けに区分しないこととしたため、「事業者向け」から「法人向け」への変更は要しないこととなった。</p> <p>○ 「データ伝送サービス」の定義については、原課に確認したところ、「データ伝送サービス」には、電気通信回線設備を設置するウェブ情報検索・提供サービスやコンテンツ配信プラットフォームサービスが含まれるとのことであった。また、当初原案において、他の分類含まれるものとしていたクラウドコンピューティングサービスや、サーバーハウジング・ホスティングサービス、ドメイン名登録サービスなどについても、電気通信回線設備を設置していたり、他人の通信の媒介をしていたりする場合には、「データ伝送サービス」に該当するとのことであった。 以上の検討を踏まえ、重複排除の観点から「固定データ伝送サービス」、「移動データ伝送サービス」の定義をご意見に沿って修正することとする。</p>
03	<p>○ 「その他の電気通信サービス」の定義について 内容例示の冒頭に「専用役務」に該当する「専用サービス」を追加いただきたい。</p>	<p>○ 原課に確認したところ、「専用役務」は、ATM 専用などのごく一部の伝統的な専用回線サービスのみが該当し、専用役務全体でも売上規模は大きくないとのことであった。また、サービスの内容としては事業者</p>

		<p>向けの専用回線の提供であり、IP-VPN サービスなどと同様にほぼ事業者向けに限定されることから、「事業者向けネットワーク・専用サービス」に含まれると考えられるため、「その他の電気通信サービス」の内容例示には追加せず、「事業者向けネットワーク・専用サービス」の内容例示として「専用サービス」を記載することとする。</p>
04	<p>○ 「電気通信インフラ提供サービス」について 「電気通信インフラ提供サービス」の分類を作成するか否か、また、仮に作成することとした場合における名称及び定義・内容例示については、引き続き議論を要するものとする。</p>	<p>○ 「電気通信インフラ提供サービス」より、他の電話会社から受領する自社回線への接続料やMVNOに対する回線の卸売など、他の電気通信事業者向けに提供されるサービスを抜き出し、それらのサービスを含む統合分類として「接続・共用・卸電気通信サービス」を新たに設定することとする。なお、「接続・共用・卸電気通信サービス」の最下層分類の構成については、下記 06 を参照されたい。</p> <p>また、「電気通信インフラ提供サービス」については、名称を「その他の固定電気通信サービス」に変更し、当該分類には、IX や権威 DNS サーバによるサービスの他、当初原案において「その他の電気通信サービス」に含めていた電報や有線放送電話も含まれることとする。結果として、「その他の固定電気通信サービス」は、JSIC の「G371 固定電気通信業」のサービスのバスケット項目として設定するということになる。</p> <p>「その他の電気通信サービス」については、「電気通信附帯サービス」に名称を変更し、当該分類には、JSIC の「G373 電気通信に附帯するサービス業」の内容例示にある移動無線センターのサービスである MCA 無線サービスなどが含まれることとする。</p> <p>【当初原案】 (統合) 電気通信インフラ提供サービス (最下層) 電気通信インフラ提供サービス (統合) その他の電気通信サービス (最下層) その他の電気通信サービス</p> <p>【修正案】 (統合) 接続・共用・卸電気通信サービス (最下層) 国内電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス (最下層) 国外電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス (統合) その他の固定電気通信サービス (最下層) その他の固定電気通信サービス</p>

		(統合) 電気通信附帯サービス (最下層) 電気通信附帯サービス
05	<p>○ 「サーバーハウジング・ホスティングサービス」及び「クラウドコンピューティングサービス」について</p> <p>「クラウドコンピューティングサービス」については、技術的な側面が強い話のように感じられる。仮に仮想化の技術が進展し、ソフトウェア提供が全てクラウド化した場合、生産物分類として設定する意味がないように思う。</p> <p>→ クラウドは市場規模が拡大してきていることや、そもそものインフラ基盤部分とソフトウェア部分とで費用構造、産業構造が大きく異なっており、GDPの精度向上という生産物分類策定の趣旨からして区分していくべきであると考えている。</p> <p>→ データセンターやクラウドサービスは生産技術が異なるだけで、同質のサービスであるように感じられる。生産物分類設定の方針としては、ユーザーにどのようなサービスを提供しているかに着目すべきだと思われる。</p>	※ 修正案検討中につき、次回研究会にて報告予定
06	<p>○ 海外通信事業者の顧客が国内で国際ローミングサービスを利用した際の国内回線使用料収入について</p> <p>海外ローミングについては、分けられるなら、分けて取ったほうがよいのではないか。</p> <p>→ 金額が僅少と思われるが、海外旅行者向けのサービスであり、成長分野とも思われることから、設定する方向で検討してほしい。</p>	<p>○ 国際ローミングサービスを提供する企業にヒアリングを行ったところ、日本国内で海外通信事業者が国際ローミングサービスを提供する際の国内回線使用料収入は区分可能という回答が得られた。</p> <p>○ また、ヒアリングの結果、海外から国際電話をする際の国内回線使用料収入についても、区分可能との回答を得た。</p> <p>○ ただし、ヒアリングの結果、モバイルWi-Fiに使用する国内回線の使用料収入について、海外事業者への販売分は、区分できないとの回答を得た。</p> <p>○ 以上より、部分的には区分可能性に問題がある（ローミング、国際電話に係る収入は区分できるが、モバイルWi-Fiに係る収入は区分できない。）ことを踏まえ、海外事業者からの国内回線使用料収入については、「接続・共用・卸電気通信サービス」の最下層分類で区分し、「国内電気通信事業向け接続・共用・卸電気通信サービス」と「国外電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス」を設定することとする。</p>

07	<p>○ 通信業の生産物リストへの分類の追加について 「F列 二次原案生産物リスト」中、一次原案生産物リストの「多チャネル番組配信サービス」等について「副業として想定されないため、分類項目として設定しない。」等としている部分を削除して、これらの分類について「主業」として追加していただきたい。</p>	<p>※ 修正案検討中につき、次回研究会にて報告予定</p>
08	<p>○ 「テレビ放送サービス（広告収入）」について キー局と地方局の広告料が、ダブルカウントになるおそれがある。「ネットワーク配分金」の区分可能性を確認し、可能であれば、区分してほしい。</p>	<p>○ 追加ヒアリングの結果、ネットワーク配分金はキー局側から費用として把握可能であることを確認したが、当該サービスは「テレビ放送・配信サービス（広告収入）」の地方局による受託サービスであると考えられるため、「いわゆる『受託サービス』及び『下請取引』の取扱い」に従い、区分して設定はしないこととする。</p>
09	<p>○ 「テレビ放送サービス（広告収入）」の名称及び定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分類名を「<u>テレビ放送・配信サービス（広告収入）</u>」に変更していただきたい。 ● 定義を以下のとおり修正いただきたい。 公共放送を除く、<u>地上波放送事業者</u>、<u>衛星放送事業者</u>、<u>ケーブルテレビ事業者（IPマルチキャスト放送を行う事業者を含む）</u>、<u>事業者閉域網を用いたIP放送</u>、及びインターネットテレビ事業者が、広告主の求めに応じて、タイム（番組）CM等を伴うテレビ番組及びスポットCMを<u>放送・配信</u>するサービス、並びに<u>放送枠・配信枠</u>を販売するサービス。<u>ビデオオンデマンド方式による視聴サービスを除く。</u> 	<p>○ 当該名称及び定義をご意見に沿って変更することとしたい。</p>
10	<p>○ 「テレビ放送サービス（公共放送サービスを除く、視聴料収入）」の名称及び定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分類名を「<u>テレビ放送・配信サービス（公共放送サービスを除く、視聴料収入）</u>」に変更していただきたい。 ● 定義を以下のとおり修正いただきたい。 公共放送を除く、<u>地上波放送事業者</u>、<u>衛星放送事業者</u>、<u>ケーブルテレビ事業者（IPマルチキャスト放送を行う事業者を含む）</u>、<u>事業者閉域網を用いたIP放送</u>、及びインターネットテレビ事業者が、視聴者からの入会費を含む利用料を対価としてテレビ番組を<u>放送・配信</u>し、<u>視聴させるサービス</u>。ビデオオンデマンド方式による視聴サービスを除く。 	<p>○ 当該名称及び定義をご意見に沿って変更することとする。</p>

11	<p>○ 「ラジオ放送サービス（広告収入）」の名称及び定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分類名を「ラジオ放送・配信サービス（公共放送サービス及び有料ラジオ放送サービスを除く）」に変更していただきたい。 ● 定義を以下のとおり修正いただきたい。 公共放送を除く、無線ラジオ事業者、有線ラジオ・音楽事業者、及びインターネットラジオ事業者が、広告主の求めに応じて、タイム（番組）CM等を伴うラジオ番組及びスポットCMを放送・配信するサービス、並びに放送枠・配信枠を販売するサービス。オーディオオンデマンド方式による視聴サービスを除く。 	○ 当該名称及び定義をご意見に沿って変更することとする。
12	<p>○ 「ラジオ放送サービス（公共放送サービスを除く、聴取料収入）」の名称及び定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分類名を「ラジオ放送・配信サービス（公共放送サービスを除く、聴取料収入）」に変更していただきたい。 ● 定義を以下のとおり修正いただきたい。 公共放送を除く、無線ラジオ事業者、有線ラジオ・音楽事業者、及びインターネットラジオ事業者が、入会費を含む利用料を対価としてラジオ番組を放送・配信し、聴取させるサービス。オーディオオンデマンド方式による聴取サービスを除く。 	○ 当該名称及び定義をご意見に沿って変更することとする。
13	<p>○ 「公共放送サービス」の定義について</p> <p>定義を以下のとおり修正いただきたい。 公共放送に従事する事業者事業所が提供する放送・配信サービス</p>	○ 当該名称及び定義をご意見に沿って変更することとする。
14	<p>○ 番組販売について</p> <p>キー局がローカル局に対して番組を販売した際の「番組使用料」収入は、知的財産の使用許諾又はテレビ番組配給サービスのどちらにあたるのか。</p>	○ 「知的財産関連生産物」の議論を踏まえて検討することとする。
15	<p>○ 「ソフトウェアの受注制作サービス」における元請と下請の区分</p> <p>「ソフトウェアの受注制作サービス」について、日本のソフトウェア業界は、建設業と同様の重層下請け構造のため、そのまま生産額を集計すると重複が大きくなってしまう。生産物分類において元請と下請を区分することを検討すべきではないか。 → 広告業も同様の問題を抱えているように思われる。広告業では、把</p>	○ 第18回研究会において議論した下請取引の取扱いに係る整理方針に基づき、生産物分類においてはソフトウェアについて元請・下請の区分は行わないこととする。

	<p>握可能性の観点から総額で捉えることとしている。元請・下請を含む受委託サービスについては、今後統一的に整理したい。</p>	
16	<p>○ 「パッケージソフトウェア」の区分について 家庭で使われるような文書作成ソフトは、どこに含まれるのか。 → 「コンピュータ等基本ソフト」に含まれることになると思われる。 → 「業務用」、「個人用」の区別が明確になるよう、引き続き品目や内容例示などを検討してほしい。</p>	※ 修正案検討中につき、次回研究会にて報告予定
17	<p>○ 「ゲームソフトウェア」の区分について ゲームの配信による提供と物理的媒体によるゲームの提供は単価が異なっており、区分すべきではないか。 → オンラインによる課金については、「ゲームソフトウェア」に含めることとしている。 → 412 音楽情報制作業で「音楽ソフト」と「配信用音楽コンテンツ」が区分されていることを考慮すれば、区分しても良いのではないか。</p>	※ 修正案検討中につき、次回研究会にて報告予定
18	<p>○ 「ウェブ情報検索・提供サービス」及び SNS について SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）を区分して分類を設定する可能性についても検討してほしい。 → 「ウェブ情報検索・提供サービス」を「情報検索」と「情報提供」に区分し、SNS を後者に含めてはどうか。 → 検索サイトを運営している事業者は、インターネットショッピングサイトや動画配信サービスなど様々なサービスを提供しており、原案どおり区分できるかについて、今後確認が必要と考えている。</p>	※ 修正案検討中につき、次回研究会にて報告予定
19	<p>○ 「シェアリング・エコノミー」について シェアリング・エコノミーは、原案では「マーケットプレイス提供サービス」に含めている。ただし、そもそも定義が難しいと思われるところ、生産物分類としてどう整理すべきか。 → シェアリング・エコノミーの特徴は、供給者が個人であるところであり、生産物分類として設定する場合は、需要先ではなく供給先で区分する必要がある。また、シェアリング・エコノミーにおける個人の生産額を直接把握することは困難であり、仲介事業者のデー</p>	○ 産業横断的な課題として、研究会において議論することとしたい。

	<p>タから推計せざるを得ない。このように、生産物分類の策定方針に沿わない部分はあるが、例外として設定を検討すべきと考える。</p> <p>→ 定義や生産額の把握は難しいものの、シェアリング・エコノミーの経済規模を推計するニーズはあるため、生産物分類として設定してほしい。</p> <p>→ シェアリング・エコノミーは個人間の取引とされているが、仲介サイトには事業者も取引に参加している。また、そもそも中古品の取引はこれまでも存在し、それとの違いはあるのか。そういった状況の中で、あえて区分する必要があるのか。</p>	
20	<p>○ ソフトウェアの販売について</p> <p>貿易統計には「輸送可能財」という概念があり、DVD等で複製された「映像ソフト」は「輸送可能財」に位置付けられるので、「映像ソフト」と「配信用映像コンテンツ」は原案どおり区分した方がよい。</p> <p>全体的な考え方を統一するために、情報サービス業の「ソフトウェア」についても、物理的媒体に記録されたソフトとダウンロード版のソフトを区分する方向で検討していただきたい。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえて、「映像ソフト」と「配信用映像コンテンツ」の区分設定については、原案のままとする。</p> <p>○ 情報サービス業の「ソフトウェア」については、修正案検討中につき、次回研究会にて報告予定。</p>
21	<p>○ テレビ番組のDVD化について</p> <p>テレビ番組などをDVD化した場合の売上げはどこに含まれるのか。</p>	<p>○ 他の事業者にDVD化を許諾する場合は、「ビデオグラム化権の使用許諾サービス」に含まれる。</p> <p>自己でDVD化して、複製したDVDをショップなどに販売する場合は、「映像ソフト」に含まれる。</p>
22	<p>○ 「音楽ビデオ」について</p> <p>「音楽ビデオ」が「音楽ソフト」に含まれているが、「映像ソフト」との関係はどう整理されるのか。レンタルショップなどで「映像ソフト」として把握されていることはないのか。</p>	<p>○ 関係の業界団体に対するヒアリングを行ったところ、以下のとおりの回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽ビデオについて、生産技術の類似性の観点から「映像」としての生産物とする考え方もある一方で、用途やサービスの性質の観点からは「音楽」として扱われるべきと思料する。 ・ 業界統計における区分においても、音楽ビデオはレコード業界、映画・アニメ・ドラマ等は映像コンテンツ業界として整理されてきているという実態からも、将来的に統計調査において音楽ビデオを「映像情報制作・配給業」の生産物の一種として扱った場合、回答企業において混乱を来す可能性がある。 <p>○ 上記の関係業界団体に対する意見照会の結果を踏まえて、「音楽ビデ</p>

		オ)については、統合分類「音楽ソフト」の生産物として原案どおりの区分としていただきたい。
23	○ ソフトウェアに係る分類の名称について 分類の名称が「ソフトウェア」と「ソフト」の両方あり、統一的に整理する必要があるのではないか。	○ 関係業界団体に対するヒアリングにおいて、「ソフト」という名称は「受注ソフト」、「会計ソフト」といったように使われる略称であり、正式な名称は「ソフトウェア」であるとの意見を得たことから、ご指摘のとおり「ソフトウェア」で統一的に整理させていただくこととした。 【参考】ソフトウェアの定義 ソフトウェアとは、コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう (出所)「研究開発費等に係る会計基準」(平成10年3月13日 企業会計審議会) ○ 他方、コンテンツ分野における「映像ソフト」や「音楽ソフト」といった呼称については、業界内だけではなく一般的に使用されている用語であり、また、「ソフトウェア」とは性質を異にするものであることから原案のままとさせていただきたい。
24	○ 「コンテンツ配信プラットフォームサービス」について 「コンテンツ配信プラットフォームサービス」を通信業の主業の生産物リストに追記いただき、インターネット付随サービス業の生産物リストから削除いただきたい。	※ 修正案検討中につき、次回研究会にて報告予定

2 研究会後に寄せられた御意見等

	御意見等	対処方針(案)
25	○ モバイルWi-Fiのレンタルサービスについて モバイルWi-Fiのレンタル料収入については、厳密に言えば、内訳は機器賃貸料収入と通信料収入に区分されるのではないか。 なお、国際ローミングと同様に、海外のモバイルWi-Fi事業者からの国内回線使用料収入を区分する必要があるのではないか。 また、レンタル携帯電話の扱いについても検討する必要があるのではないか。	○ 当該サービスを提供している企業にヒアリングをしたところ、モバイルWi-Fiのレンタルサービスは、機器賃貸ではなく、通信サービスの提供と認識しているとの回答を得た。これを踏まえ、モバイルWi-Fiレンタル料収入は全て通信サービスによる収入と認識すべきと考える。 このため、モバイルWi-Fiレンタル料収入は、「移動データ伝送サービス」に含まれることになる。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外のモバイル Wi-Fi 事業者からの国内回線使用料収入については上記 06 を参照されたい。 ○ また、レンタル携帯電話については、ヒアリングで情報は得られなかったが、モバイル Wi-Fi のレンタルサービスと同様に、その収入は通信サービスによる収入と認識すべきと考える。
26	<p>○ クラウドサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前回研究会においては、「クラウド」等の概念の曖昧さや、「クラウド」等の技術をベースとした分類への懸念などについてさまざまなご意見があり、これまでの議論等を踏まえれば、「クラウド」等の言葉にこだわることなく、生産物であるサービスに着目した分類の在り方についてご検討いただくことも一案ではないか。 仮に「クラウド」等の用語を分類名に使用するとしても、定義の明確化や共通理解の醸成、サービスの性質・内容による分類が必要ではないか。 ● データセンターが提供するサービスのうち「データセンターサービス（IaaS, PaaSを除く）」、「IaaS及びPaaS」及び「アプリケーションサービス（SaaS）」はそれぞれ別の取引対象であり、いずれも「生産物」と考えている。 また、「データセンターサービス（IaaS, PaaSを除く）」及び「IaaS及びPaaS」は、別の企業にとっての中間投入となっている場合もあることなどは、GDP統計の精度向上に向けて考慮すべき重要な点だと考えており、個別に把握することが望ましい。 	※ 修正案検討中につき、次回研究会にて報告予定
27	<p>○ 「ウェブ情報検索・提供サービス」について</p> <p>インターネット附随サービス業の代表事例として例示されている「ウェブ情報検索・提供サービス」等が「主業」として情報サービス業に位置づけられているが、社会の実態として実際にどのように存在するのかを確認した上で、その取扱いを検討すべき。</p>	※ 修正案検討中につき、次回研究会にて報告予定
28	<p>○ 生産物分類における「主業」と「副業」の考え方について</p> <p>生産物分類の策定における「主業」と「副業」の設定・変更に関するメルクマール（判断基準）や考え方について、日本標準産業分類との関係を含めて明確にすべき。</p>	○ 生産物分類の分類体系に関する研究会における議論を踏まえて検討することとしたい。

	また、現状「P」とされている「副業」について、最終的にどのような取り扱いになるのか明示すべき。	
29	<p>○ 「マーケットプレイス提供サービス」の設定について</p> <p>「インターネット附随サービス業」において、シェアリング・エコノミーの仲介サービスにかかる生産物として「マーケットプレイス提供サービス」が設定されている。個人事業主が販売する製造品や中古品をインターネットオークションなどで販売する場合には、その仲介サービスは、「マーケットプレイス提供サービス」に該当すると考えられる。他方、民泊では、業法によって、仲介サービスの内容や仲介業者が、既存の事業者との関係を踏まえて規定されており、これに含めることが必ずしも適当とはいえないのではないか。いずれにしても、シェアリング・エコノミーの仲介サービスにかかる生産物の設定については、その内容、性格に応じ、あり方を考えていく必要があるのではないか。</p>	○ 産業横断的な課題として、研究会において議論することとしたい。

3 研究会後に新たに得られた情報

	新たに得られた情報	対処方針（案）
30	○ 「映像情報制作支援サービス」、「音声情報制作支援サービス」、「文字情報制作支援サービス」の設定について	<p>○ 関係業界団体に対して意見照会を行ったところ、以下のとおりの回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとつのコンテンツにおいて、「映像」、「音声」、「文字情報」の作業を一体化して担うことが一般的であり、それぞれの項目ごとの作成支援業務を区分して報告することは難しい。 ・ 業界統計においては、「映像」、「音声」、「文字情報」という区分ではなく、「テレビ番組」、「CM」、「その他（映画、PV、Web コンテンツ、イベント映像等）」という区分により売上高を把握している。 ・ 作成支援業務における「ポストプロダクション業務」については、小分類「416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」に該当するが、ロケハンや出演者あっせん業務などのいわゆる「プリプロダクション業務」については、小分類 411 「映像情報作成配給業」に含まれるものと認識している。また、ポストプロダクション業務とプリプロダクション業務を合わせて請け負う場合には、それらの売上高を区分することは困難である。

		<p>○ 上記の関係業界団体に対する意見照会の結果を踏まえて、映像情報制作支援サービス」、「音声情報制作支援サービス」、「文字情報制作支援サービス」の3つについては、下記のとおり、1つの統合分類として小分類「416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」の生産物として設定し、小分類「411 映像情報制作・配給業」及び「412 音声情報制作業」の副業として別途設定することとする。</p> <p>(統合) 映像・音声・文字情報制作支援サービス (最下層) 映像・音声・文字情報制作支援サービス</p>
--	--	--